

韓国知的財産ニュース 2023年2月後期

(No. 481)

発行年月日：2023年3月6日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、2月16日から28日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2120027）
- 1-2 特許法の一部改正法律案（議案番号：2120028）
- 1-3 発明等の評価基準に関する告示の制定案の行政予告
（特許庁公告第2023-46号）
- 1-4 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案
（代案）（議案番号：2120226）

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、3月2日から「2023年青少年発明・創造力大会」の申し込みを受け付ける
- 2-2 韓国特許庁・製薬業界、知的財産分野の現場懇談会を開催
- 2-3 中高年知的財産の事業化戦略・投資を統合支援
- 2-4 特許庁次世代エネルギー審査課審査官、LG エネルギーソリューションを訪問
- 2-5 半導体分野の高熟練専門人材30人、特許審査官としての公職を始める！
- 2-6 「知的財産価値評価普及戦略専門家協議体」が発足する
- 2-7 「2023 知的財産製品イノベーション支援事業」への参加企業を募集する
- 2-8 韓国特許庁、特許基盤研究開発戦略支援事業を公告
- 2-9 韓国特許庁、社会的弱者向け現場相談サービスを全国17の市・道に拡大する
- 2-10 韓国特許庁、地域知的財産センターの2022年成果評価を発表

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

- 5-1 ChatGPTのカギ、「超巨大人工知能」の技術競争が本格化

法律、制度関連

1-1 実用新案法の一部改正法律案（議案番号：2120027）

議案情報システム（2023.2.15.）

議案番号：2120027

提案日：2023年2月15日

提案者：ファン・ウナ議員外10人

提案理由及び主要内容

昨年、某製薬会社は、薬理効果に対する実験結果を操作したデータと正常データを一緒に提出して薬品関連特許を取得した。その後、データが操作された事実が発覚され、操作部分のみ削除して特許審判院に特許訂正請求をすることで当該特許を維持した事件が発生した。それに対し、特許庁は、虚偽の行為の罪で検察に捜査依頼及び職権による特許無効審判を請求した。また、公正取引委員会は、当該製薬会社が操作した実験データで不当に権利範囲を広げ、後発企業の市場参入を意図的に妨害する目的があったとして、課徴金の賦課と是正措置を命じた。

ところが、以上の事例のように、特許出願の際に添付される明細書のデータを騙す等の虚偽やそれに準ずる不正行為により特許を取得したにもかかわらず、操作部分のみ削除して有効なデータのみ残す方式の訂正請求書を提出すれば、当該特許を維持できるという「特許法」の欠点が露呈したことから、今後、それを悪用する事例が増えるものと予想され、「特許法」の改正が必要な状況である。

そのため、現行法において「特許法」を準用していない実用新案登録の無効審判の請求に関する規定を「特許法」と同じ趣旨の内容に改正する必要がある。

したがって、虚偽等の不正行為により実用新案登録を受けた場合は、審査官等が登録されている請求項全体を無効にする審判を請求できるようにすることで、実用新案登録制度の公正性を強化しようとするものである（案第31条第1項）。

参考事項

この法律案は、ファン・ウナ議員が代表発議した「特許法の一部改正法律案」（議案番号

第20028号)の議決を前提にしているため、同法律案が議決されないか、修正議決される場合は、それに合わせて調整されるべきである。

法律第 号

実用新案法の一部改正法律案

実用新案法の一部を次のように改正する。

第31条第1項各号以外の部分後段中「できる」を「できるが、第10号に該当して請求する場合は、請求項全体を対象に請求しなければならない」に改め、同項に第10号を次のように新設する。

10. 故意に明細書に虚偽事項を記載する等、虚偽やその他の不正行為により実用新案登録を受けた場合

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

第2条（実用新案登録の無効審判に関する適用例）第31条第1項の改正規定は、この法律の施行後に設定登録された実用新案権から適用する。

1-2 特許法の一部改正法律案（議案番号：2120028）

議案情報システム（2023.2.15.）

議案番号：2120028

提案日：2023年2月15日

提案者：ファン・ウナ議員外10人

提案理由

昨年、某製薬会社は、薬理効果に対する実験結果を操作したデータと正常データを一緒に提出して薬品関連特許を取得した。その後、データが操作された事実が発覚され、操作部分のみ削除して特許審判院に特許訂正請求をすることで当該特許を維持した事件が発生した。それに対し、特許庁は、虚偽の行為の罪で検察に捜査依頼及び職権による特許無効審判を請求した。また、公正取引委員会は、当該製薬会社が操作した実験データで不当に権利範囲を広げ、後発企業の市場参入を意図的に妨害する目的があったとして、課徴金の賦課と是正措置を命じた。

ところが、以上の事例のように、特許出願の際に添付される明細書のデータを騙す等の虚

偽やそれに準ずる不正行為により特許を取得したにもかかわらず、操作部分のみ削除して有効なデータのみ残す方式の訂正請求書を提出すれば、当該特許を維持できるという現行法の欠点が露呈した。そのため、今後、それを悪用する事例も増えるものと予想されることから、対策作りが急がれている状況である。

そのため、出願人が虚偽や不正行為により特許を取得した場合、審査官が特許全体を無効にする審判を請求できるようにし、特許権者が虚偽等の不正行為により取得した特許に対して訂正請求及び訂正審判を請求できないようにする等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完することで、特許制度の公正性を強化しようとするものである。

主要内容

- イ. 出願人が故意に明細書又は図面に虚偽事項を記載する等の虚偽やその他の不正行為により特許を取得した場合、審査官等は特許請求項全体を対象に無効審判を請求するようにする（案第133条第1項第9号及び第215条第2項新設等）。
- ロ. 虚偽やその他の不正行為により特許を取得して特許無効審判が提起された場合は、被請求人（特許権者）に対して特許無効審判の手続きにおける特許訂正請求を制限する（案第133条の2第1項）。
- ハ. 特許権者が虚偽やその他の不正行為により特許を取得した場合、特許権者の特許訂正審判を請求できないようにする（案第136条第1項）。
- ニ. 特許権者が虚偽やその他の不正行為により特許を取得した場合に認められても、特許訂正審判において、それに対する特許権者の意見書提出の機会を与える（案第136条第6項第4号新設）。
- ホ. 虚偽やその他の不正行為により特許を取得した場合に当たって特許を無効とする審決又は判決をする場合は、訂正前の明細書又は図面によって特許出願、出願公開、特許決定又は審決及び特許権の設定登録がなされたとみなす（案第136条第11項新設）。
- ヘ. 特許権者が虚偽やその他の不正行為により特許を登録された後、当該特許に対して訂正を認められた場合、審査官等が特許訂正の無効審判を請求できるようにする（案第137条第1項）。
- ト. 虚偽やその他の不正行為により特許を取得した特許権者に対しては、審査官等が請求した特許訂正無効審判の手続きにおいて特許の訂正請求をできないようにする（案第137条第3項）。

参考事項

この法律案は、ファン・ウナ議員が代表発議した「実用新案法の一部改正法律案」（議案番号第20027号）の議決を前提にしているため、同法律案が議決されないか、修正議決される場合は、それに合わせて調整されるべきである。

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第132条の3第3項前段中「第6項まで、第8項、第10項から第13項まで」を「第6項（第4号は除く。）まで、第8項、第10項、第12項から第14項まで」に改め、同項後段中「第136条第11項」を「第136条第12項」に改める。

第133条第1項各号以外の部分後段中「できる」を「できるが、第9号に該当して請求する場合は、請求項全体を対象に請求しなければならない」に改め、同項に第9号を次のように新設する。

9. 故意に明細書又は図面に虚偽事項を記載する等、虚偽やその他の不正行為により特許を取得した場合

第133条の2第1項前段中「該当する」を「該当し、第133条第1項第9号に該当しない」に改め、同条第4項前段中「第13項」を「第14項」とし、同項後段中「第136条第11項」を「第136条第12項」とする。

第136条第1項各号以外の部分中「該当する」を「該当し、第133条第1項第9号に該当しない」に改め、同条第6項に第4号を次のように新設し、同条第11項から第13項までをそれぞれ第12項から第14項までとし、同条に第11項を次のように新設し、同条第14項（従前の第13項）中「第12項」を「第13項」とする。

4. 第133条第1項第9号に該当する場合

①第10項にもかかわらず、第133条第1項第9号に該当して特許を無効とする審決又は判決をする場合は、訂正前の明細書又は図面によって特許出願、出願公開、特許決定又は審決及び特許権の設定登録がなされたとみなす。

第137条第1項各号以外の部分中「違反した」を「違反した場合や第133条第1項第9号の理由に該当するにもかかわらず、特許発明の明細書又は図面に対する訂正がなされた」に改め、同条第3項前段中「該当する」を「該当し、第133条第1項第9号に該当しない」に改める。

第215条見出し以外の部分を第1項とし、同条に第2項を次のように新設する。

②第1項にもかかわらず、第133条第1項第9号の理由により同条第2項に基づく無効審判を請求するか、同条第3項に基づく特許を無効にする審決をする場合は、請求項全体を対象にしなければならない。

附 則

第1条（施行日） この法律は、公布後3か月が経過した日から施行する。

第2条（特許の無効審判に関する適用例）第133条第1項及び第215条の改正規定は、この法律の施行後に設定登録された特許権から適用する。

第3条（特許無効審判の手続きにおける特許の訂正に関する適用例）第133条の2第1項の改正規定は、この法律の施行後に設定登録された特許権から適用する。

第4条（訂正審判に関する適用例）第136条第1項・第6項・第11項の改正規定は、この法律の施行後に設定登録された特許権から適用する。

第5条（訂正の無効審判に関する適用例）第137条第1項及び第3項の改正規定は、この法律の施行後に設定登録された特許権から適用する。

1-3 発明等の評価基準に関する告示の制定案の行政予告(特許庁公告第2023-46号)

電子官報（2023.2.20.）

特許庁公告第2023-46号

「発明等の評価基準に関する告示」を制定するに当たり、その制定理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第46条に基づいて次のとおり公告します。

2023年2月20日

特許庁長

発明等の評価基準に関する告示の制定案の行政予告

1. 制定理由

「発明振興法」第31条の2第1項及び同法施行令第14条の2第2項で委任した発明等の評価基準に関する細部事項を定めようとする。

2. 主要内容

- イ. この告示の目的、用語の定義、適用範囲を定義（案第1条乃至第3条）
- ロ. 評価機関が遵守すべき業務規範を規定（案第4条乃至第6条）
- ハ. 発明等の評価の実施原則、条件の設定及び使用原則の適用、評価の手続き等、評価原則について規定（案第7条乃至第14条）
- ニ. 発明等の評価要因について規定（案第15条乃至第20条）
- ホ. マーケットアプローチ、インカムアプローチ、コストアプローチ、ロイヤルティ免除法等、価値評価の方法について規定（案第21条乃至第26条）
- ヘ. 財務情報の推定及び適用について規定（案第27条乃至第32条）
- ト. 発明等の評価結果の産出及び調整について規定（案第33条乃至第36条）

- チ. 発明等の評価投入情報の意義、活用等について規定（案第 37 条乃至第 42 条）
- リ. 発明等の評価結果書の通知基準について規定（案第 43 条乃至第 55 条）
- ヌ. この告示の再検討期限を定義（案第 56 条）

3. 意見提出

この制定案について意見がある機関・団体又は個人は、2023 年 3 月 15 日までに次の事項を記載した意見書を特許庁長（参照：産業財産活用課長）に提出してください。

- イ. 予告事項に対する賛成又は反対意見（反対の際はその理由を明示）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、機関・団体名と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他の参考事項等

※提出意見の送り先

一般郵便：大田広域市西区庁舎路 189（屯山洞）、政府大田庁舎 4 棟 1803 号特許庁産業財産活用課（〒35208）

電子郵便：taegong336@korea.kr

電話番号：042-481-5631、Fax：042-472-1406

4. その他事項

制定案に対する詳細は、特許庁ウェブサイト（<http://www.kipo.go.kr>）→冊子/統計→法令及び条約→立法予告を参照するか、特許庁産業財産活用課（電話 042-481-5631、Fax 042-472-1406）にお問い合わせください。

1-4 不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案（代案）（議案番号：2120226）

議案情報システム（2023.2.23.）

議案番号：2120226

提案日：2023年2月

提案者：産業通商資源中小ベンチャー企業委員長

代案提案の経緯

議案名	議案番号	代表発議	発議日	審査の経過
不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律	2107638	ホン・ソングク 議員	2021. 1. 26.	－第385回国会（臨時会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021. 3. 8.）に上程後、提案説明、検討報

の一部改正 法律案				<p>告、大体討論を経て小委員会に回付</p> <p>－第400回国会（常会）第1次産業通商資源特許小委員会（2022. 9. 5.）に上程</p> <p>－第400回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2022. 9. 20.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）</p>
	2107796	イ・ギュミン 議員	2021. 1. 29.	<p>－第385回国会（臨時会）第1次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021. 3. 8.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付</p> <p>－第400回国会（常会）第1次産業通商資源特許小委員会（2022. 9. 5.）に上程</p> <p>－第400回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2022. 9. 20.）に上程、逐条審査及び議決（代案反映廃棄）</p>
	2108827	ハン・ムギョン 議員	2021. 3. 16.	<p>－第387回国会（臨時会）第2次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2021. 5. 13.）に上程後、提案説明、検討報告、大体討論を経て小委員会に回付</p> <p>－第400回国会（常会）第1次産業通商資源特許小委員会（2022. 9. 5.）に上程</p> <p>－第400回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2022. 9. 20.）に上程、逐条</p>

				審査及び議決（代案反映廃棄）
--	--	--	--	----------------

- イ. 第400回国会（常会）第2次産業通商資源特許小委員会（2022.9.20.）で上記3件の法律案を審査した結果、それぞれの法律案を本会議に付議しないことにし、各法律案の内容を統合・調整して当委員会の代案を作成することにする。
- ロ. 第400回国会（常会）第4次産業通商資源中小ベンチャー企業委員会（2022.9.22.）で産業通商資源特許小委員会が審査報告したとおり、3件の法律案はそれぞれ本会議に付議しない代わりに産業通商資源特許小委員会が作成した委員会の代案を提案することを議決した。

代案提案の理由

現行法は、取引の過程でアイデアを無断で使用するか、第3者に使用させる行為（以下「アイデアの奪取」という。第2条第1号ヌ目）、国内に広く知られている標識の誤認・混同行為（第2条第1号イ目・ロ目）を不正競争行為とみなしている。

ところが、現行法は、アイデアの奪取に対して無限に侵害差止請求をすることができるため法的安定性の面で問題があり、国内に広く知られている標識等と同一・類似の標識を善意で先に使用していた者に対してまで不正競争行為とみなして損害賠償、侵害差止請求等を行うことができ、善意の行為者が不測の損害を受けかねない。

そのため、国内に広く知られている標識と同一か、類似している標識に対して不正な目的なしに先使用した場合は、不正競争行為から除外し、アイデアの奪取行為に対する侵害差止請求の時効を明確にすることで、法的安定性を図ろうとするものである。

このほか、不正競争行為等の行政調査の対象を拡大する等、現行制度の不備を改善・補完しようとするものである。

代案の主要内容

- イ. 国内に広く知られている標識又は営業標識の誤認・混同行為に対して不正な目的なしに先使用した場合は、不正競争行為から除外する（案第2条第1号イ目及びロ目）。
- ロ. 第2条第1号イ目又はロ目の他人は、善意の先使用者に、その先使用者の商品と自己の商品間で出所の誤認や混同を防止する上で必要な表示をすることを請求できるようにする（案第3条の3新設）。
- ハ. アイデアの奪取に対し、侵害されたか侵害されるおそれのある事実及びその不正競争

争行為者を知った日から3年、又はその不正競争行為が始まった日から10年が過ぎれば、侵害差止請求をできるようにする（案第4条第3項新設）。

- ニ. 不正競争行為等の行政調査の対象を、関係書類や帳簿のみならず、デジタルファイル等も含まれるよう「資料」に拡大する（案第7条第1項）。
- ホ. 原本証明機関が補助金を他の目的として使用した場合は、期間を定めて必ず返還を命ずるようにする（案第9条の4第2項）。
- へ. 第13条（善意者に関する特例）及び第14条（時効）は、営業秘密に関する規定であることから、これを明確にするため、当該条見出しを「（営業秘密侵害善意者に関する特例）」、「（営業秘密侵害行為差止請求権等に関する時効）」にそれぞれ修正する（案第13条及び第14条）。
- ト. 原本証明機関に対する行政処分の基準及び第20条の過料の基準を規制再検討対象から削除する（第17条の2削除）。

法律第 号

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部改正法律案

不正競争防止及び営業秘密保護に関する法律の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ目中「国内」を「次のいずれかに該当する正当な理由なしに国内」に、「標識」を「標識（以下この目において「他人の商品標識」という。）」に改め、同目に1）及び2）をそれぞれ次のように新設する。

1) 他人の商品標識が国内に広く知られる前からその他人の商品標識と同一か、類似している標識を不正な目的なしに継続して使用する場合

2) 1) に該当する者の承継人として、不正な目的なしに継続して使用する場合

第2条第1号ロ目中「国内」を「次のいずれかに該当する正当な理由なしに国内」に、「標識（商品の販売・サービスの提供方法又は看板・外観・室内装飾等、営業提供場所の全体的な外観を含む）」を「標識（商品の販売・サービスの提供方法又は看板・外観・室内装飾等、営業提供場所の全体的な外観を含み、以下この目において「他人の営業標識」という。）」に改め、同目に1）及び2）をそれぞれ次のように新設する。

1) 他人の営業標識が国内に広く知られる前からその他人の営業標識と同一か、類似している標識を不正な目的なしに継続して使用する場合

2) 1) に該当する者の承継人として、不正な目的なしに継続して使用する場合

第2条第1号ハ目中「非商業的使用等、大統領令で定める正当な理由なしに」を「次のいずれかに該当する正当な理由なしに」に、「含む」を「含む。以下この目において同じ。」に改め、同目に1) から3) までをそれぞれ次のように新設する。

1) 他人の氏名、商号、商標、商品の容器・包装、その他他人の商品又は営業であるこ

とを表示する標識が国内に広く知られる前からその他人の標識と同一か、類似している標識を不正な目的なしに継続して使用する場合

- 2) 1) に該当する者の承継人として、不正な目的なしに継続して使用する場合
- 3) その他非商業的使用等、大統領令で定める正当な理由に該当する場合

第3条の3を次のように新設する。

第3条の3（誤認・混同防止の請求）第2条第1号イ目又はロ目の他人は、次の各号のいずれかに該当する者に、その者の商品や営業と自己の商品や営業間で出所の誤認や混同を防止する上で必要な表示をすることを請求できる。

1. 第2条第1号イ目1) 又は2) に該当する者
2. 第2条第1号ロ目1) 又は2) に該当する者

第4条に第3項を次のように新設する。

③第1項に基づいて第2条第1号ヌ目の不正競争行為の禁止又は予防を請求できる権利は、その不正競争行為が続く場合に、営業上の利益が侵害されたか侵害されるおそれのある者がその不正競争行為により営業上の利益が侵害されたか侵害されるおそれのあるという事実及びその不正競争行為をした者を知った日から3年間行使しなければ、時効の完成により消滅する。その不正競争行為が始まった日から10年が過ぎたときも、同様である。

第7条第1項中「関係書類や帳簿・製品等」を「関係資料や製品等」に改める。

第9条の4第2項中「命じられる」を「命じなければならない」に改める。

第13条の見出し中「善意者」を「営業秘密侵害善意者」に改める。

第14条の見出し「(時効)」を「(営業秘密侵害行為差止請求権等に関する時効)」に改める。

第17条の2を削除する。

附 則

第1条（施行日）この法律は、公布後6か月が経過した日から施行する。

第2条（この法律の施行前の不正競争行為に関する経過措置）第2条第1号イ目及びロ目の改正規定にもかかわらず、この法律の施行前に行われた不正競争行為については、従前の規定に従う。

第3条（不正競争行為に対する差止・予防請求権の時効に関する経過措置）この法律の施行前に行われた第2条第1号ヌ目の不正競争行為に対して禁止又は予防を請求できる権利の時効については、第4条第3項の改正規定にもかかわらず、従前の規定に従う。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、3月2日から「2023年青少年発明・創造力大会」の申し込みを受け付ける

韓国特許庁 (2023. 2. 16.)

青少年発明、抜群のアイデアで君を表して！

韓国特許庁は、青少年が発明アイデアを競う「2023年青少年発明・創造力大会」への参加申し込みを3月2日木曜日から発明教育総合ウェブサイト (www.ip-edu.net) を通じてオンラインで受け付けると発表した。特許庁が主催し、韓国発明振興会が主管する青少年発明・創造力大会は、①大韓民国生徒発明展示会、②大韓民国生徒創造力チャンピオン大会、③青少年発明家プログラムの計3つの大会で行われる。大韓民国国籍の小・中・高校生や満18歳以下の青少年なら誰でも参加できる。

今年で36回目を迎える「大韓民国生徒発明展示会」は、1988年から始まった韓国を代表する青少年発明大会として、日常生活で思いつくすべての発明が出品対象であり、一人につき5つの作品まで出品できる。最優秀作品には、賞金300万ウォンとともに大統領賞が授与され、国務総理賞、教育部長官賞など計250の賞が用意されている。受付期間は3月2日から4月10日までで、授賞式および展示会は8月に行われる。

「大韓民国生徒創造力チャンピオン大会」は、4~6人でチームを組み、与えられた課題に創造力を発揮して取り組む大会である。課題としては、問題解決方法を創作公演で発表する表現課題、現場で提示される課題を限られた材料と道具で解決する臨機応変課題、科学原理を活用して構造物を作り出す製作課題が与えられる。本大会は、小・中・高の学校級別に分かれて行われ、各学校級別の優秀チーム(3組)には最高賞の国家知識財産委員会委員長賞が授与され、これを含めて教育部長官賞等計36の賞が授賞される予定である。受付期間は3月2日から4月28日までで、授賞式は8月に行われる。

「青少年発明家プログラム」は、発明の潜在力を有する青少年を未来の重要発明家に育成する教育プログラムとして、中・高校生や満13歳~18歳の青少年がチーム(3人)を組んで参加できる。発明教育総合ウェブサイト (www.ip-edu.net) に公知される指定課題と自由課題のいずれかを選択して発明アイデア提案書を作成し提出すれば、書類審査と発表審査を経てプログラムに参加する20組が選ばれる。選抜されたチームは、アイデアの具体化、特許出願の手続き、創業ノウハウなど、技術事業化の全段階に対する深化教育が受けられる。教育修了後に開催されるアイデア審査で優秀アイデアに選定されれば、特許庁長賞(賞金100万ウォン相当)などが授与される。受付期間は3月2日から4月17日までで、授賞式および修了式は11月に行われる。

特許庁の産業財産政策局長は、「特許庁は、未来に向けたイノベーションの主役になる創
意人材を見つけ出し、発明文化を広めるために毎年発明・創造力大会を開催している」と
し、「小さなアイデアで世界を変えられるという自信を持って多くの青少年にチャレンジ
してもらいたい」と伝えた。

詳細は、発明教育総合ウェブサイト (www.ip-edu.net) から確認でき、不明な点があれば
韓国発明振興会創意発明教育研究室 (☎02-3459-2752) に問い合わせればよい。

2-2 韓国特許庁・製薬業界、知的財産分野の現場懇談会を開催

韓国特許庁 (2023. 2. 17.)

製薬産業の世界競争力、知的財産で羽を伸ばそう

韓国特許庁は、2月17日金曜日午後3時にソウルで、積極行政の一環として韓国内製薬
業界の主要企業の知的財産担当関係者との現場懇談会を開催したと発表した。懇談会は、
新型コロナウイルスの感染拡大以来にその重要性が一層増している韓国内製薬産業の世
界競争力を強化するために、製薬業界の知的財産関連隘路事項をモニタリングし、さまざ
まな建議事項を聴取するように設けられた。

懇談会の参加者は、製薬分野の海外リーディングカンパニーとの新薬開発競争に関する
隘路事項を紹介し、研究開発の結果を迅速に保護されるための審査・審判サービスや存続
期間延長制度などに関連する業界の建議事項を伝えた。それに対し、特許庁は、米国・欧
州などの先進国水準に医薬品の特許存続期間延長制度を改善するなど、製薬業界の研究
開発イノベーションをサポートするための多様な取り組みを紹介した。

特許庁長は、「未来に向けたイノベーション成長エンジンである製薬産業の高品質特許は、
韓国企業がグローバルリーディングカンパニーに飛躍するためのカギだ」と強調した上
で、「特許庁は、韓国内製薬業界の研究開発成果を積極的に保護し、韓国の製薬企業がグ
ローバルな優秀製薬会社へと成長できるよう最後までサポートしていきたい」と述べた。

2-3 中高年知的財産の事業化戦略・投資を統合支援

韓国特許庁 (2023. 2. 20.)

2023年中高年アイデアの事業化に参加する中高年の(予備)創業者、
民間投資連携型プログラムの運営会社を募集

韓国特許庁は、2月20日月曜日から「中高年アイデアの事業化」に参加する中高年の（予備）創業者と民間投資連携型知的財産最高責任者（CIP0）プログラムの運営会社を募集すると発表した。「中高年アイデアの事業化」は、満40歳以上の中高年に知的財産の確保、製品の事業化計画、製品検証、投資誘致など、創業に必要な最大4,000万ウォン規模の知的財産創業パッケージを一括支援する事業である。今年も、中高年の（予備）創業者のアイデア構想段階にある事業アイテムと技術を盗用から保護し、迅速な事業化を支援するために「特許を出願中の者」に支援対象を大幅に拡大する。

また、民間主導の下で創業チームの選抜から知的財産の事業化、初期投資まで統合支援する「民間投資連携型知的財産最高責任者（CIP0: Chief Intellectual Property Officer、以下「CIP0」）プログラム」を新設する。「民間投資連携型CIP0プログラム」は、TIPS（民間投資主導型の技術創業支援）プログラムのようにスタートアップの持株会社（スタートアップスタジオ）や創業企画者などの能力のある民間機関が直接運営会社として参加し、創業チームを育成することになる。従来の民間主導のスタートアッププログラムは技術開発資金を支援するのに対し、CIP0プログラムは創業アイデアを知的財産ポートフォリオで強力に保護し、事業化を集中的に支援するという点で異なる。公募を通じて選定された運営会社は、知的財産創業パッケージの資金（1組当たり最大4,000万ウォン）に対する運営自律権が付与され、中高年（予備）創業チームの選抜（5社前後）と知的財産ポートフォリオの構築から事業化戦略や初期投資などの投資誘致まで集中的に支援することになる。特許庁は民間運営会社1社を選定して民間投資連携型CIP0プログラムをテスト運営し、成果を分析して全面拡大を検討する予定である。

特許庁のアイデア経済イノベーションチーム課長は、「今年も創業チームの事業アイデアを強力な知的財産ポートフォリオで保護し、投資誘致への支援を強化する予定だ」とし、「中高年の創業者と民間創業投資機関には多大な関心を寄せていただきたい」と伝えた。

中高年アイデアの事業化事業の支援対象である満40歳以上の中高年の（予備）創業者は、公告の締切日（2023年3月20日）までに特許出願を完了し、韓国発明振興会のウェブサイト（kipa.org）を通じて申し込めばよい。一方、民間投資連携型CIP0プログラムに参加する運営会社は、韓国発明振興会のウェブサイト（kipa.org）およびナラ市場（g2b.go.kr）に掲載される別途の募集公告を確認し、創業チームの選定・育成、CIP0プログラム・投資計画などの関連申込書類を提出すればよい。

2-4 特許庁次世代エネルギー審査課審査官、LGエネルギーソリューションを訪問

韓国特許庁（2023.2.21.）

国民・企業と共にする知的財産現場コミュニケーション！

韓国特許庁は、次世代エネルギー審査課審査官が2月21日火曜日の午前10時30分、二次電池分野の最新技術を体験し、現場の声を聴取するために、LG エネルギーソリューションの研究所と工場の現場を訪問したと発表した。今回の訪問は「国民・企業と共にする現場コミュニケーション」の一環として、未来産業のコアエンジンである二次電池関連技術開発および製造現場を直接見学し、多様な現場の声を審査実務に反映するために設けられた。特に、LG エネルギーソリューションは「ラミネート型電池」分野のトップランナーに挙げられているため、審査官がこの分野の技術を体験し、動向を把握する機会が用意されたのである。

特許庁の次世代エネルギー審査課審査官は、「電気自動車、ロボット、ドローンなど、二次電池を活用するところが増えるに伴ってコア技術を先取りするための競争が激しくなっていることから、関連特許の出願が大幅に増加している」と強調した上で、「今回の訪問を通じて現場への理解とともに研究開発者の多様な声を聞くことができた。二次電池関連審査の品質を高められるきっかけになるものと期待される」と述べた。

2-5 半導体分野の高熟練専門人材 30 人、特許審査官としての公職を始める！

韓国特許庁 (2023. 2. 23.)

現場経験豊かなハイキャリア人材を活用して半導体分野の超格差確保を後押しする

- (合格者 A) 半導体現場経験豊かな人材を特許審査官として採用するという募集公告の趣旨が大きな魅力と感じられ、エンジニアとして会得したノウハウと多様な経験を活かせる価値のある機会だと思った
- (合格者 B) 韓国内の半導体業界の同僚多数が海外に転職している現実を見て、技術流出の問題点と特許の重要性を実感し、半導体超格差最強国の地位を保つのに一助になるために応募した
- (合格者 C) 半導体技術の特許が申請から特許登録まで約2年かかるというニュースを聞いて半導体業界の人として非常に残念だった。今や特許審査官に任用され、世界の半導体覇権争いで国の半導体産業を守りたい

韓国特許庁は、「半導体分野専門任期制 (口級) (※) 特許審査官採用」の最終合格者 30 人を2月23日木曜日に発表した。

※専門任期制（ロ級）：専門的な知識や技術などが求められる業務を遂行するために任用される任期制公務員（5級相当）として、最初2年間の勤務後、最大10年まで勤務期間を延長できる

今回の採用は、半導体技術の覇権争いの中、韓国の半導体分野の優秀人材が海外に転職することに伴うコア技術の流出を防止し、彼らの豊富な現場経験と知識を特許審査に活用することで、半導体分野の超格差確保を支援するための国政課題の一環として推進されたものである。

当初、民間に比べて給料が低く、定年が保障されないという任期制公務員の特性上、半導体専門家の応募が低調であろうという多くの懸念もあった。しかし、募集の結果、175人が応募し、6：1の高い競争率を示した。これは、通常2～3：1程度の競争率を示す専門任期制審査官の採用に鑑みて異例の高い数字に当たる。

特許庁は、応募者の能力を深層的に把握するため専門分野別に外部の専門家を評価委員として委嘱し、約2か月間の厳しい書類審査および個別面接を経て、計30人を最終的に選抜したと伝えた。最終合格者の現況を分析したところ、最年長の合格者は60歳、最年少の合格者は41歳で、合格者の平均年齢は53.8歳である。半導体分野の平均経歴23年9か月、修士・博士号の取得率83%、現職者の割合90%に上るほど、最新技術の動向に詳しい半導体分野の高熟練専門人材が選抜された。合格者らは任用後、新規審査官教育などを経て半導体の設計・工程・素材などの細部技術分野別の部署に配属され、特許審査業務を行うことになる。また、審査能力を向上させるため、約2年間メンタリングを受けることになる。

多数の韓国内企業は、特許庁の今回の採用に高い関心を示した。A企業の人事チームは特許庁を直接訪問し、「今回の採用は、半導体企業にとって実質的に役立つ政策であり、1回限りにとどまらず、引き続き推進されることを願う」と述べ、B企業は「半導体分野のみならず、その他先端技術分野にも拡大する必要がある」と提言した。

特許庁は、今回の採用応募者の86%である150人が半導体分野企業出身であり、海外企業経歴者のUターン応募も4人に上るなど、技術流出防止策として同採用の効果が確認されたことを明らかにした。

特許庁次長は、「今回の採用は、尹政権の半導体産業育成政策の一環として推進されたものであり、民間の優秀な退職人材を公共領域に活用する公職人事の新しい実験台でもあ

る」とし、「これを通じて半導体分野コア人材の海外転職を防止し、半導体特許の迅速・正確な審査が行われることを期待する」と語った。

一方、特許庁は、今年の下半期に半導体分野専門特許審査官の追加採用を推進しており、今後、成果をモニタリングしながら行政安全部などと協議し、二次電池などの他の技術分野にも拡大するよう取り組んでいく考えだと伝えた。

2-6 「知的財産価値評価普及戦略専門家協議体」が発足する

韓国特許庁（2023. 2. 24.）

韓国特許庁、迅速かつ正確な価値評価システムを構築

- 無線通信機器企業の M 社は、信用力が低い（B+）ため研究開発（R&D）資金の調達が困難であったが、保有した特許に対する価値評価（41.5 億ウォン）を経て、特許を担保にして銀行から 20 億ウォンを貸し出すことができた。
- 空間データサービス企業の W 社は、駅舎情報案内システムに係る他社の特許を買収しようとしたが、取引を目的とした特許価値評価を受けることが困難であったため、適切な買収価格が設定できず、結局両社の意見の相違により契約は取り消された。

韓国特許庁は、知的財産価値評価を知的財産・技術市場全般に普及させるための戦略作りに本格的に取り組むことを発表した。

知的財産価値評価とは、知的財産の現在または将来の価値を金額や等級などに算定するものであって、最近では知的財産を担保にしたローンや投資などの金融分野において活発に活用されている。ただし、知的財産金融の他、知的財産取引、特許侵害損害賠償および技術流出被害分析などの様々な分野において知的財産価値評価が活用できるにもかかわらず、専門分野別の価値評価モデルが構築されていないため、評価の信頼性について問題が提起されている。

韓国特許庁は、2月24日（金曜）午後2時、韓国知識財産センター19階の大会議室で知的財産価値評価制度の問題点を確認して解決策を作るための「知的財産価値評価普及戦略専門家協議体」を発足した。協議体は、産業界・法曹界・学界などの専門家が集まって、取引・損害賠償・技術流出などの専門分野別の価値評価の争点を発掘し、分野別の知的財産価値評価モデルの開発に向けて研究方向を設定する。協議体で導き出された研究方向などに沿って研究した上で専門分野別の評価モデルを確立させ、人工知能（AI）と専門家の評価を融合した新しい価値評価システム（※）も構築する計画である。

※人工知能 (AI) は新しい評価モデルに基づいた基礎評価結果を提供し、専門家は権利性・技術性などの専門家評価を行って最終的な評価額を算定するシステム

韓国特許庁長は「知的財産が企業成長のための投資などの金融分野で広く活用されるにつれて、知的財産価値評価市場も急激に成長している」とし、「韓国特許庁は今年を価値評価システム確立の元年とし、価値評価を知的財産と技術市場全般に普及させるために努力する」と述べた。

2-7 「2023 知的財産製品イノベーション支援事業」への参加企業を募集する

韓国特許庁 (2023. 2. 27.)

韓国特許庁、中小企業の知的財産製品事業化に最大 8 千万ウォンを支援

韓国特許庁は、2 月 28 日 (火曜) から、中小企業の知的財産事業化を総合的に支援する「2023 年知的財産製品イノベーション支援事業」に参加する企業を募集することを明らかにした。

「知的財産製品イノベーション支援事業」は、特許・実用新案・デザイン権を保有した中小企業に異種分野の産業・特許分析や技術融合などを通じて知的財産製品事業化を総合的に支援する事業である。

韓国特許庁は、中小企業のニーズと製品化段階に適合した「新製品企画」「問題解決」「製品高度化」などの知的財産製品イノベーション適合型商談 (最大 8 千万ウォン規模) を支援し、商談の結果に対する試作品製作、知的財産権利化などの事業化資金は官民協力機関を通じて提供する。

今年は再創業者知的財産事業化資金支援と主力・戦略産業育成のための自治体・大学協力が拡大され、知的財産事業化支援の範囲がクラウドファンディング、公共市場販路開拓、投資誘致にまで広がる。

中小ベンチャー企業部と協力する再創業企業 (者) への知的財産事業化資金支援を大幅に増加 (最大 1.1 億ウォン→2 億ウォン) し、自治体・大学協力は大田・城南・成均館大から江原 (カトリック関東大)・全羅南道 (順天大)・釜山 (釜山テクノパーク) に拡大され、戦略特化産業は郡民協力・国土交通技術から ESG・低炭素化・データ・ネットワーク・人工知能 (D・N・A) の新産業分野を追加支援する。

また、試作品に対するクラウドファンディング、イノベーション（試）製品指定、投資誘致支援を新設し、知的財産事業化の結果が投資・売上に繋がるように中小企業事業化の全周期において総合的に支援する。

当該事業を通じて「炭素繊維に基づいた X 線光源技術によるフィルターなし空気殺菌・浄化・換気装置」を開発した awexome Ray 社は、投資氷河期にもかかわらず、去年の末に約 170 億ウォンの資金を誘致し、製品供給契約を締結した。

また、視覚障害者向け点字タブレット PC を開発した Dot 社は、国際電子製品博覧会 (CES) 2023 で「最高イノベーション賞」を受賞するなど、知的財産製品イノベーション支援事業の参加企業は、優れた知的財産で新製品・事業化に成功し、素晴らしい成果を挙げている。

韓国特許庁アイデア経済イノベーションチームの課長は「知的財産事業化総合支援が拡大され、事業化成功が投資と売上に繋がらない問題点が解消された」とし、「中小企業が優れた知的財産の事業化に成功して強い企業へと成長することを願う」と述べた。

参加を希望する企業は 2 月 28 日（火曜）から韓国特許庁 (kipo.go.kr) および韓国発明振興会 (kipa.org) のウェブサイトに掲載される事業公告を確認し、韓国発明振興会のウェブサイトを通じてオンラインで申し込み・受け付けできる。

2-8 韓国特許庁、特許基盤研究開発戦略支援事業を公告

韓国特許庁 (2023. 2. 27.)

2023 年特許基盤研究開発戦略の支援に計 360 億ウォンを投入

- 半導体生産に活用されるコア装置の一つである原子層堆積 (ALD) 装置の場合、その大半を輸入に頼ってきた。A 社は、特許庁の特許基盤研究開発戦略支援事業に参加し、コア部品の設計アイデアを得るとともに、研究開発の方向性と紛争予防戦略を支援された結果、外国産に頼っていた原子層堆積 (ALD) 装置の国産化に成功することができた。
- レアアース磁石は、電気自動車のモーターや軍装備などに使われるコア戦略品目であるが、中国が 90%以上を独り占めしていた。B 社は、競争力のある磁石を生産するため、割れ現象の克服など、低い生産性を解決しなければならなかった。そのため、特許庁の特許基盤研究開発戦略支援事業に参加し、研究開発期間を 2 年程度短縮し、優秀特許 4 件を確保することができた。

韓国特許庁は、中小・中堅企業、大学・公共研究機関に特許基盤の研究開発戦略策定を支援する「2023 年上半年特許基盤研究開発戦略支援事業」の公告を 3 月 16 日木曜日まで実施すると発表した。

特許基盤研究開発：研究開発の初期段階で世界中の特許情報を分析し、①企業の直面課題を解決できる最適の研究開発の方向性を設定、②コア特許への対応、③特許技術の空白エリアに対する優秀特許の先取りなどを追求する特許基盤の研究開発方法

今回の上半期の公募では、100 個前後の課題を選定する予定であり、課題 1 個当たりに最大 960 万ウォン以内でオーダーメイド型特許戦略を提供する。支援対象は研究組織を有する中小・中堅企業と大学・公共研究機関であり、技術分野に関係なく申し込める。特に、今年から国家戦略技術および国家コア技術関連課題に対する優遇加点を新設して半導体や二次電池など韓国の主力産業の育成を支援する。また、中小企業オーダーメイド型タイプの課題数を大幅に増やして（※）中小企業への支援を強化し、高付加価値創出型（※※）への支援も拡大する。

※中小企業オーダーメイド型：2022 年 24 個→2023 年 40 個

※※高付加価値創出型（価値評価連携型、知的財産許可戦略連携型、新製品連携型）：2022 年 14 個→2023 年 18 個

特許基盤研究開発戦略支援事業は、これまで高品質の特許創出と雇用創出などで優秀な成果を上げてきた。過去 5 年間（2017～2021）戦略支援を受けた中小企業の研究開発課題は、未支援中小企業に比べて優秀特許（※）の割合が 2.6 倍、米国・日本・欧州の特許庁に同時に出願された特許（※※）の割合が 1.4 倍に上るなど、創出された特許の質的水準が高かった。同じ期間に戦略支援を受けた大学・公共研究機関の研究開発課題は、未支援に比べて特許移転率 1.2 倍、技術移転契約 1 件当たりの技術料も 3.7 倍と、産業界での活用価値が高い特許を創出したことがわかった。2019 年から支援してきた研究開発政府機関間協力の素材・部品・装置課題 759 個（2019～2021）は、計 1,175 件の特許創出、投入された支援金（589 億 6,000 万ウォン）に比べて 14.4 倍（8,493 億 9,000 万ウォン）の経済的成果（※※※）、1,738 人の雇用創出効果をもたらした。

※特許分析評価システム（SMART3）の 9 等級評価結果のうち上位 3 等級の特許

※※韓国内に特許登録されたものと同一の発明を日本・米国・欧州の特許庁に同時出願したもの

※※※輸入代替 7,924 億ウォン、研究開発費用削減 141 億 8,000 万ウォン、特許紛争予防 428 億 1,000 万ウォン

一方、事業の公告は特許庁ウェブサイト (kipo.go.kr) および知的財産統合支援ポータルサイト (biz.kista.re.kr/ippro) で確認することができ、3月16日木曜日までに知的財産統合支援ポータルサイトでオンライン申し込みをすればよい。

特許庁の産業財産政策局長は、「米中技術覇権争いからわかるように、世界は今、先端技術を戦略資産として活用している」とし、「韓国企業も国家戦略技術やカーボンニュートラルなど多様な分野のコア技術を確保できるよう、特許基盤研究開発を積極的に支援していきたい」と述べた。

2-9 韓国特許庁、社会的弱者向け現場相談サービスを全国17の市・道に拡大する

韓国特許庁 (2023.2.28.)

公益弁理士の「知的財産地域相談サービス」を開始

- 大邱に住んでいるキムさんは、自分が開発した農業機械に対する権利化方法を知らず放置していたところ、公益弁理士特許相談センターを通じてデザイン出願の書類作成を手伝ってもらい、結局、デザイン登録を受けて権利化に成功した
- 済州に住んでいるパクさんは、自分が製作・販売している記念品の商標が無断で盗用される被害を受けたが、対応方法を知らず苦心していた。そんな中、公益弁理士との相談後、商標の権利範囲確認審判で勝訴しただけでなく、その後の合意過程でも持続的に相談を受けて円満に紛争を終結させた

韓国特許庁は、地方に住んでいる社会的弱者の知的財産関連隘路の解消を図るため、「公益弁理士特許相談センター」を通じて3月2日木曜日から「知的財産地域相談サービス」を実施すると発表した。「公益弁理士特許相談センター」がソウルに位置しているため、地方ではこれまで知的財産相談サービスを積極的に利用することが困難であった。今回実施する「知的財産地域相談サービス」は、地域にある小規模事業者や中小企業などの社会的弱者が知的財産サービスをより容易に利用できるよう設けられた。

「知的財産地域相談サービス」は、3月2日木曜日に済州（済州知的財産センター）を皮切りに、10月末まで毎週全国17の市・道を移動しながら地域ごとに年2回開催される。

「知的財産地域相談サービス」が開かれる期間には、各地域の知的財産センター、創造経済イノベーションセンターなどに公益弁理士が常駐し、知的財産の問題で困難に直面している小規模事業者や中小企業に現場相談を提供する。現場相談の結果、必要な場合は「公益弁理士特許相談センター」を通じて特許・商標・デザインの出願関連書類作成サー

ビスを提供し、特許・商標・デザインなどに関連する紛争に対する被害救済も支援する計画である。

特許庁の産業財産保護協力局長は、「地方の小規模事業者などが知的財産地域相談サービスを活用して知的財産関連の問題を迅速に解決できるよう積極的に支援する考えだ」と述べた。

一方、「知的財産地域相談サービス」の利用希望者は、公益弁理士特許相談センターのウェブサイト（www.pcc.or.kr）を通じて事前予約を申し込む必要がある。詳細は公益弁理士特許相談センターの代表電話（02-6006-4300）に問い合わせるか、ウェブサイト（※）から確認できる。

※公益弁理士特許相談センター→センターで行う事業→知的財産地域相談サービス

2-10 韓国特許庁、地域知的財産センターの2022年成果評価を発表

韓国特許庁（2023.2.28.）

江原知的財産センター、「非常に優秀」な知的財産センターに選定

韓国特許庁は、2月27日から28日に忠清南道で、中小企業が産業現場で生じる隘路を聴取し、政策策定に反映するための「2023年地域知的財産センター総括ワークショップ」を開催した。ワークショップでは、地域知的財産センター25か所の2022年度事業遂行に対する成果評価で優秀な成績を収めたセンターと相談役への授賞も行われた。江原知的財産センターが産業通商資源部長官賞を、忠北知的財産センターおよび慶北北部センターが特許庁長賞を、慶南、光州、大邱、釜山、蔚山、仁川、済州、江原西部、慶北西部および忠南西部センターが韓国発明振興会長賞を受賞した。

特許庁は成果創出に寄与した優秀事例を発見し普及させるために、地域知的財産センターの成果評価を毎年行っている。昨年、地域知的財産センターは、知的財産基盤創業促進事業を通じて1,336の雇用を創出した。また、地域の輸出有望中小企業820社を見いだし、海外権利化、特許・デザイン権マップ、企業の知的財産診断および構築により、2021年に比べ4,263億ウォンの輸出増加と7,894億ウォンの売上増加を達成した。

特許庁の次長は、「全国25か所の地域知的財産センターが、産業現場で資金や戦略不足などによって困難している中小企業に必要な知的財産創出支援を適時に提供するだけでなく、知的財産の保護・活用分野にまでその役割を拡大して地域の知的財産統合支援システムの運営主体になることを期待する」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

※今号はありません。

デザイン（意匠）、商標動向

※今号はありません。

その他一般

5-1 ChatGPT のカギ、「超巨大人工知能」の技術競争が本格化

韓国特許庁（2023.2.20.）

超巨大人工知能関連特許出願、この10年間で28倍成長
サムスン1位・LG10位等、韓国企業が特許出願を主導している

オープンAI社が2022年11月30日に公開した対話型人工知能であるChatGPTが社会的に話題となっている中、ChatGPTの基盤となる超巨大人工知能（※）技術を先取りするための特許競争が激しくなっている。

※機械学習によって決まるパラメータ（人間の脳細胞のシナプス）が無数に多い人工知能

韓国特許庁によると、知的財産権5大主要国（IP5：日・米・欧・中・韓）に出願された超巨大AI関連特許出願がこの10年間（2011～2020）で約28倍（2011年530件→2020年14,848件、年平均44.8%）増加したことがわかった。特に、最近5年間（2016～2020）の年平均増加率は61.3%と出願の増加速度が一層速まったが、2016年のアルファ碁による衝撃以来、AIに対する研究が盛んになった結果とみられる。

出願人を国別に見ると、米国（35.6%、15,035件）、中国（31.0%、13,103件）、日本（11.6%、4,906件）の順であり、韓国は僅差で4位（11.3%、4,785件）に上った。ただし、年平均増加率では韓国（年平均89.7%）と中国（年平均79.3%）が急上昇を示している。特に、韓国は、2011年には年間6件の出願にとどまっていたが、2020年には年間1,912件に上って319倍も急成長し、2019年からは年間出願量で日本を追い抜いた。

超巨大人工知能に対する技術開発の傾向を見てみると、①データ生成技術が69.3%で主となっており、②学習モデル（25.8%）と③特化サービス（16.4%）技術が後に続いた。そのうち、超巨大人工知能のコア技術といえる「学習モデル」関連出願が急速に増加（年平均

75.9%) しており、特に、最近5年間(2016~2020)は毎年126.3%ずつ増加していて、この分野の研究開発が特に盛んであることがわかった。

主要出願人を見ると、1位サムスン(1,213件、2.9%)、2位IBM(928件、2.2%)、3位グーグル(824件、2.0%)、4位マイクロソフト(731件、1.7%)、5位百度(572件、1.4%)の順で、グローバルビッグテック企業が上位圏にランクインしている。韓国企業および研究機関では、1位サムスン、10位LG(384件、0.9%)、25位ストラドビジョン(209件、0.5%)、36位電子通信研究院(ETRI)(157件、0.4%)、66位韓国科学技術院(KAIST)(80件、0.2%)等があった。大企業のみならず、中小・ベンチャー企業、研究機関、大学などのさまざまな分野の出願人がグローバルな特許競争力を備えていることがわかった。

超巨大AIに対する特許出願は「企業」を中心(78.7%)に行われていることがわかった。特に、米国(91.2%)と日本(95.4%)は企業の割合が高い。韓国も2011年には50%にすぎなかった企業の出願が2020年には73.6%に増えた。

特許庁の人工知能ビッグデータ審査課長は、「超巨大AIは、川上・川下産業への影響力が大きい技術として、韓国が一段と飛躍するための新成長動力だ」とし、「特許庁は、韓国企業の新技術開発および特許戦略の策定に必要な特許動向の分析を引き続き提供していく計画だ」と述べた。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム(電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp)までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記のURLにアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされているWebサイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム